

事 務 連 絡
令和2年12月25日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室）御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉法人の設立・運営に係る手続における押印の廃止について

社会福祉法人制度の適正な運営について、日頃より格別のご協力をいただき、感謝申し上げます。

現在、政府においては、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、当該押印による手続負担の軽減等を図る観点から、順次、押印の廃止等行政手続の見直しを進めているところです。

今般、これらの一環として、社会福祉法人の設立・運営に係る手続についても所要の見直しを行うこととし、本日付け、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）及び「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成29年1月24日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）並びに「会計監査及び専門家による支援等について」（平成29年4月27日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）（以下「関連通知」という。）の改正を行ったところです。

今般の関連通知の改正の趣旨を踏まえ、社会福祉法人による各種届出書類の頭紙や監事監査報告書（別紙1から3まで参照）など、これら関連通知には直接盛り込まれていないが、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第6章の規定に関連し、社会福祉法人又は社会福祉法人を設立しようとする者等が所轄庁に対し行う手続において必要とされる押印についても、今般の改正と同様の取扱いとしていただきますよう、お願いいたします。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、本通知の内容について御了知いただき、所管の社会福祉法人に周知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して併せて周知いただきますようお願いいたします。